

和歌山県支部クラブ内規

- 第1条 連盟クラブ規程に基づく、本支部内の登録クラブに関する定めは、この内規による。
- 第2条 本支部の地域クラブは、原則として、次の要件を満たすものとする。
- (1) 構成員の60%以上が、その地域に在住のものであること。
 - (2) 構成員は、10名以上とし、且つ、クラブ員の5名以上がJARL正員であること。
 - (3) クラブの名称は、原則として、その地域を称するものであること。
- 第3条 本支部のクラブ代表者会議に出席出来る代表者とは、関西地方本部長が登録を承認したクラブの代表者で、正員の成年者であること。
- 第4条 本支部のクラブ代表者会議の議長は、原則として、支部長とする。
- 第5条 議長は、クラブ代表者会議で提案された事項について、支部役員会に上程しなければならない。
- 第6条 登録クラブは、1年に1回以上クラブ代表者会議に出席しなければならない。
- 第7条 クラブ代表者は、会議に出席し、その結果及び支部の通達事項を、その構成員に報告しなければならない。
- 第8条 クラブ代表者が支障ある場合は、代理人が会議に出席出来るものとする。但し、代理人は、正員の成年者であること。
- 第9条 クラブ登録又は登録更新する場合は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 会員資格が明確であること。
 - (2) 会費を徴収するクラブにあっては、会計年度並びに収支決算が明確であること。
 - (3) クラブ名称は、既存の登録クラブと類似しないものであること。
 - (4) クラブ代表者、連絡者及び役員は、JARL正員、且つ、成年者で、原則として、和歌山県下在住のものであること。
 - (5) 更新時には、名簿を必ず提出すること。
- 第10条 本内規の制定、改廃、運用は、クラブ代表者会議の審理を経て、役員会で決定し、関西地方本部長の承認を得る。

付則

1. 本内規は、平成13年12月1日より施行する。
2. 現在登録されている地域クラブへの第2条の適用は、次回のクラブ更新時(平成15年4月1日)より行なうものとする。
3. 本内規に違反する行為があり、関西地方本部長の勧告に従わないクラブは、その登録を取り消す場合がある。